

長崎県医療機関オンライン資格確認支援事業費補助金実施要領

書式を変更

(趣旨)

第1条 県は、難病医療費助成制度において、マイナンバーカードを受給者証として利用するための環境整備を図るため、医療機関システムの改修に対する支援として、予算の定めるところにより、「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」に定める指定医療機関に対し、長崎県医療機関オンライン資格確認支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

書式を変更

書式を変更

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

書式を変更

書式を変更

(1) オンラインで受給資格情報を確認するために必要なシステム（レセプトコンピューター）改修に必要な経費

書式を変更

(2) 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

書式を変更

対象経費	補助率等	補助対象者
オンラインで受給資格情報を確認するために必要なシステム（レセプトコンピューター）改修に必要な経費。 ただし、上限は以下のとおりとする。	10/10 以内	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に定める指定医療機関
病院 1,000,000円		
診療所 300,000円		
薬局 300,000円		

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により交付申請書（様式第1号）を知事へ提出するものとし、交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

書式を変更

書式を変更

(1) 所要額内訳及び事業計画書（様式第2号）

書式を変更

(2) 収支予算書（様式第3号）

書式を変更

(3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

書式を変更

(4) その他知事が必要と認める書類

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

(交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付を決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により申請者へ通知する。

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

書式を変更

書式を変更

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

書式を変更

(2) 事業を中止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

書式を変更

(3) 事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

書式を変更

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

(申請の取り下げのできる期間)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

書式を変更

(軽微な変更)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定及び第5条第1号の規定にある軽微な変更とは、補助金の額

書式を変更

書式を変更

